

特 記 仕 様 書

工 事 番 号 8道改第15号
工 事 名 赤崎線 歩道設置工事（3）
施 工 地 丸森町舘矢間舘山字東ほか 地内

1. 共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）の適用

本工事の実施にあたっては、「宮城県土木部制定共通仕様書」（土木工事編ⅠⅡ）最新版に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書（土木工事編）に対する特記事項

(1) 道路使用について

供用中の道路の使用に当たっては、関係機関との打合せを行うこと。

3. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）の適用

丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱に伴う請負者への特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1)受注者（以下「乙」という。）が、この契約の履行期間中に「丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱」（以下「排除措置要綱」という。）に基づく別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2)乙は、指名除外措置の期間中の者にこの契約の全部又は一部の下請をさせ、又は受託させてはならない。また乙は、この契約の下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に排除措置要綱別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、下請負人等との契約の解除をしなければならない。

(3)乙は、この契約の履行にあたり暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに、その内容を記載した書面により町長に報告するとともに、警察へ通報をしなければならない。また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、当該下請負人等に対し、町長に報告するとともに警察への通報を行うよう指導しなければならない。

(4)乙は(3)に定める報告及び通報により、本町が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。

(5)発注者（以下「甲」という。）及び乙は、暴力団員等からの不当要求又は妨害により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議のうえ、工程の調整、履行期間の延長等必要な措置を講じるものとする。

(6)甲は、乙が(3)の町長への報告及び警察への通報等を怠ったことが確認されたときは、丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づき、指名除外の措置を行うことがある。

— 特記仕様書 —

令和8年8月1日以降公告案件から適用

施工条件明示書

工事番号	8道改第15号	工事名	赤崎線 歩道設置工事(3)		事務所名	丸森町			
項 目		条 件	内 容		施 工 方 法		備 考		
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。							
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		☐	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)						
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		☐	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。						
(3) 上記以外		☒	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手						
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html									
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置									
建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。									
4 積算基準及び設計単価の適用期日									
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		☐ ある	☒ ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。					
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日の翌々月同日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。							
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整		☒ ある	☐ ない	7道改第19号 赤崎線 歩道設置工事・8道改第13号 赤崎線 歩道設置工事(1)・8道改第14号 赤崎線 歩道設置工事(2)・8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事(3)との施工時期の調整有					
(2) 施工時期による制限		☒ ある	☐ ない	用水時期(概ね10月から翌年4月上旬)施工不可					
(3) 関係機関等との協議の未成立		☐ ある	☒ ない						
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		☐ ある	☒ ない						
6 公害対策関係									
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		☐ ある	☒ ない						
7 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指定		☒ ある	☐ ない	片側交互通行					
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		☐ ある	☒ ない						
8 排水工関係									
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		☐ ある	☒ ない						
9 建設副産物対策関係(建設発生土)									
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。							
				処理・処分する場所	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間		
				名称	所在地				
(2) 建設発生土	処理・処分	☒ ある	☐ ない		館山字新沖東9-1	残土受け入れ地での処分	750 km	時 分 ～ 時 分	
10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。							
				処理・処分する場所	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間		
				工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。					
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	☒ ある	☐ ない	(株)杉沢工務店	中間処理・再資源化施設	9.6 km	時 分 ～ 時 分	有筋 無筋
		アスファルト塊	☒ ある	☐ ない	(株)杉沢工務店	中間処理・再資源化施設	3.6 km	時 分 ～ 時 分	As殻
		建設発生木材	☐ ある	☒ ない			km	時 分 ～ 時 分	
		建設汚泥	☐ ある	☒ ない			km	時 分 ～ 時 分	
		その他	☐ ある	☒ ない			km	時 分 ～ 時 分	
(3) 再生材の利用		☒ ある	☐ ない	種類・数量	再生密粒度As20F、粒度調整砕石M-40、再生細粒度アスコン13、RC-40				

11 現場環境改善														
(1)現場環境改善費(率計上)について	☐ ある	☒ ない	本工事は、現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。											
			<table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 給排水設備、 3. シンク・シンク設備、 4. 洗車設備及び排水設備、 5. 戸数設備の整備、 6. 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1. 現場事務所の供送化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 空調等設備の整備、 3. デザイン・システム(交通管理監視カメラ設置)、 4. 現場休所等の供送化、 5. 作業環境整備及び衛生管理の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1. 工事現場・民間安全施設のイメージアップ(電気式防犯等)、 2. 監視カメラ設置(監視監視)</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>1. 先着予約制、2. 工法説明会、3. 工事情報誌、 4. デザイン・システム(各工場の整備含む)、 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、 6. 見学会(各工場・各工場)の設置及び管理、 7. パネル・システム・工法説明会等、 8. 広報関係(広報関係の整備含む)、 9. 社会貢献</td></tr></table>		計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 給排水設備、 3. シンク・シンク設備、 4. 洗車設備及び排水設備、 5. 戸数設備の整備、 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の供送化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 空調等設備の整備、 3. デザイン・システム(交通管理監視カメラ設置)、 4. 現場休所等の供送化、 5. 作業環境整備及び衛生管理の充実等	安全関係	1. 工事現場・民間安全施設のイメージアップ(電気式防犯等)、 2. 監視カメラ設置(監視監視)	地域連携	1. 先着予約制、2. 工法説明会、3. 工事情報誌、 4. デザイン・システム(各工場の整備含む)、 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、 6. 見学会(各工場・各工場)の設置及び管理、 7. パネル・システム・工法説明会等、 8. 広報関係(広報関係の整備含む)、 9. 社会貢献
			計上費目	実施する内容(率計上分)										
			仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 給排水設備、 3. シンク・シンク設備、 4. 洗車設備及び排水設備、 5. 戸数設備の整備、 6. 環境負荷の低減										
			営繕関係	1. 現場事務所の供送化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 空調等設備の整備、 3. デザイン・システム(交通管理監視カメラ設置)、 4. 現場休所等の供送化、 5. 作業環境整備及び衛生管理の充実等										
安全関係	1. 工事現場・民間安全施設のイメージアップ(電気式防犯等)、 2. 監視カメラ設置(監視監視)													
地域連携	1. 先着予約制、2. 工法説明会、3. 工事情報誌、 4. デザイン・システム(各工場の整備含む)、 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、 6. 見学会(各工場・各工場)の設置及び管理、 7. パネル・システム・工法説明会等、 8. 広報関係(広報関係の整備含む)、 9. 社会貢献													
(2)避暑(熱中症対策)・避寒対策費について			避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上分)の50%とする。 なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。											
(3)快適トイレの設置費について			受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。											
12 品質証明														
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☐ ある	☒ ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によると。											
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☐ ある	☒ ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によると。											
13 標準的な設計図書による発注方式	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によると。											
14 資材関係														
(1)生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。													
(2)購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。													
(3)宮城県グリーン製品の利用	必須		1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。											
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によると。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	☐ ある	☒ ない	2. 盛土材、埋め戻し材											
	☐ ある	☒ ない	3. その他()											
	☐ ある	☒ ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html											
(5)現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。													
15 設計変更の手続き														
(1)設計変更の手続きについて	設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によるとこととする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ>しごと・産業>土木・建築・不動産業>建設業>設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】													
(2)中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。 2. 調達検討資材については、受発注者による協議により決定するものとする。 3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合は、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を通常よりも高額な価格で調達した場合 4. 受注者は、本工事で使用した調達検討資材すべての証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。													
16 その他														
(1)舗装の下請制限について	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によると。											
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。											
(3)三者会議の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によると。											
(4)貸与資料の有無	☒ ある	☐ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に關して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(測量設計成果品)											
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☐ ある	☒ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。											
(6)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。													
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。											
(8)盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentakui/morido.html													

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件	内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無		
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	☐ 対象 ☒ 対象外	1. 下記①, ②, ③に該当する工事のうち、発注者が適用対象とした工事が対象となる。 ① 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な土工数量1,000m3以上ある工事 ② 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な新設する路盤数量又は切削面積3,000m2以上ある工事 ③ ICT土工、ICT舗装工以外の工種で「ICT活用工事実施要領」(国土交通省)が定められている工種を含む工事 2. 活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 3. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。※簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。 4. 設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとし、受発注者協議により決定した技術を設計変更の対象とする。なお、受発注者協議により、活用提案を実施しないこととなった場合、「ICT施工・3次元化等の活用提案」は履行されたものとして取り扱い、履行確認を行う。
18 BIM/CIMの活用の有無		
(1)BIM/CIM活用工事の対象	☐ 対象 ☒ 対象外	1.本工事は、BIM/CIM活用工事の対象工事である。実施にあたっては「BIM/CIM適用工事実施要領」に基づき行うこと。 2.BIM/CIM適用工事実施要領を適用する工事で、発注方法に総合評価落札方式の簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)を適用する工事は「施工計画等」や「技術提案等」(いわゆる作文)に関する評価項目において、BIM/CIMに関する提案を評価の対象外とする。
(2)BIM/CIM活用工事の発注型式	☐ 発注者指定型 ☒ 対象外 ☐ 受注者希望型	【発注者指定型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 活用目的:住民説明において、3次元モデルによりわかりやすく事業計画を説明することにより、円滑かつ確実に合意形成を図ることを目的とする。 活用内容:本事業の住民説明においては、事業計画のフェーズに沿った現道切り回しの状況を説明し、工事開始後の生活上の支障等を確実に伝達する必要があることから、各フェーズにおける状況を3次元モデルにより表現する。 作成する3次元モデル:地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与する属性情報:部材名称、部材寸法 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。 なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。 【受注者希望型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 BIM/CIMの活用を希望する場合は、工事受注後、監督職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。
19 業務効率化		
(1)工事情報共有システムの活用	☒ 対象 ☐ 対象外	本工事は、情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム実施要領」及び「土木工事・業務の情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	☒ あり ☐ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
(4)遠隔書類検査の実施		出納局検査課の専門検査員が行う中間検査及び完成検査について、受注者の希望に応じて遠隔書類検査を実施しているの、希望する場合は、下記事項に留意の上、監督員に申し出ること。 なお、国土交通省の「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」を踏まえ、実地検査は対象としていない。 〔留意事項〕 ・工事書類の大部分が電子化されていることが望ましい。 ・遠隔臨場に係る環境は受注者が整えること。 ・遠隔書類検査と実地検査は分離して実施するため、基本的に別の日程となる。
20 週休2日工事の適用の有無		
(1)週休2日工事	☒ 対象 ☐ 実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	☒ 現場閉所型 ☐ 交替制	実施困難工事 (例) 理由 ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため 現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分		当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組む、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。
21 女性活躍推進工事の適用の有無		
(1)女性活躍推進工事		実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
22 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無		
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	☐ 対象 ☒ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「下請承認事務簡素化モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。

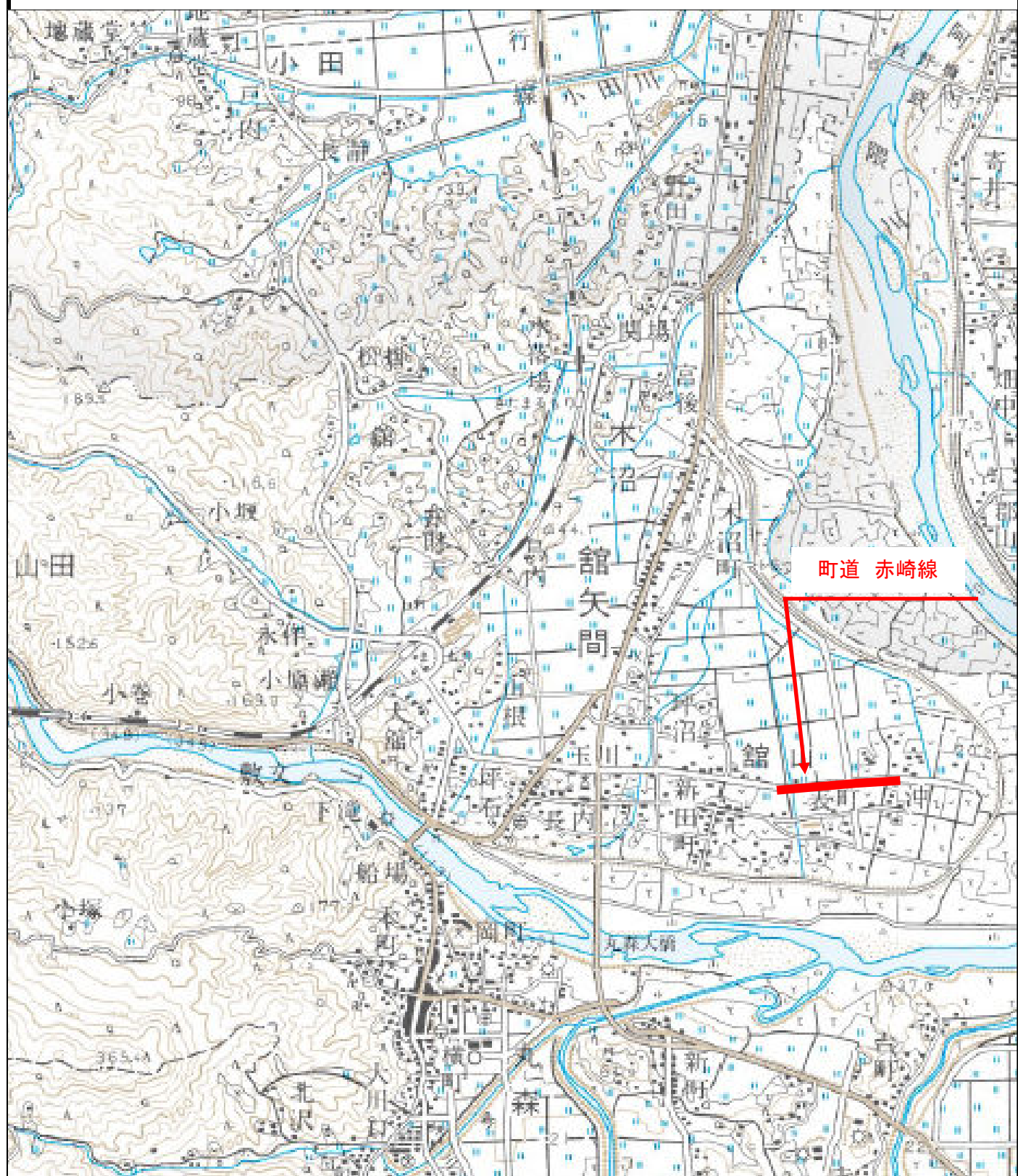
東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 12.82% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.52% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の対象工事	○ある	●ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。
26 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。	
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	●ある	○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

特 記 事 項

1 一般事項1			
(1) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルデ」を作成し登録申請を行うこと。		
(2) 第三者の安全確保	一般の用に供する敷地の工事については利用者の安全に配慮すること。また、現場内に第三者が侵入しないよう、施工区域を明確にし、必要な措置を講じること。		
(3) 工事の周知	工事着手後速やかに、現地に工事予告看板を設置すると共に、近隣住民へ工事案内等を配布するなど工事の周知に努めること。また、工事案内等を配布する際は監督員に提出してから行うこと。		
(4) 苦情・要望等	住民からの苦情・要望があった場合には、速やかに監督職員に報告し対応等について監督職員の指示を受けること。 工事着手前に、近隣住民及び関係者と十分調整を図り、円滑に施工出来るよう努めること。		
(5) 現場内の管理	現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。		
(6) 過積載の防止	ダンプトラック等で資材を運搬する際、過積載防止対策についての計画を施工計画書に記載すること(運転する車輛の主要諸元、ナンバー、過積載防止についての具体的な内容等)。		
(7) 事前測量及び設計図書と現地調査の相違	1. 受注者は工事着手に先立ち事前測量を実施し、その成果をまとめ監督職員に資料を提出し承認を得ること。 2. 着手前調査において、本設計書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。		
2 同一受注者における諸経費等の精算			
(1) 同一受注者における諸経費等の精算	1. 本工事と、別途発注される下記の対象工事の全て、または一部を同一の施工者が受注した場合は、施工の効率化および重複する経費の削減を考慮し、諸経費の精算を行うものとする。 【対象工事】 ①8道改第13号 赤崎線 歩道設置工事(1) ②8道改第14号 赤崎線 歩道設置工事(2) ③8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事(3) 2. 前項における諸経費(共通仮設費、現場管理費、および一般管理費等)の精算にあたっては、同一受注者が受注した対象工事の対象額(直接工事費等)をすべて合算した金額を基準として諸経費率を再計算し、それぞれの工事において、変更契約により減額精算を行うものとする。 3. 共通仮設費のうち、積み上げ型で計上される項目で、同時並行施工により重複が生じるものについては、発注者と受注者が協議のうえ、実施工実態に合わせて重複分を控除し精算するものとする。 4. 受注者は対象工事を一体的な現場管理組織のもとで効率的に施工しなければならない。		
3 その他			
(1) その他	本工事において、施工していく上で疑義が生じた際は速やかに監督員へ報告すること。		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

位置図



140cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
な お して い ま す

平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

〇〇〇〇 工事

工事金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円(税込)

発注者 丸森町役場 〇〇課
電話 〇〇〇〇-××-〇〇〇〇

施工者 〇〇会社 〇〇建設
電話 〇〇〇〇-××-〇〇〇〇

114cm

備考

- 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- 3 交通の支障となる場合は、表示内容の視認を可能とした上で幅を縮小することができる。
- 4 工事金額は、当初請負金額とし、その後に請負額の変更契約が行われた場合であっても、記載の変更は行わないものとする。
- 5 記載内容に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。

令和8年度		宮城県伊具郡丸森町	
仕 様 書			
年 月 日	令和8年 9月 日		
工 事 番 号	8道改第15号		
工 事 名	赤崎線 歩道設置工事(3)		
施 工 位 置	丸森町舘矢間舘山字東ほか 地内		
工 期	令和8年 月 日 ~ 令和9年3月31日		
工 事 概 要	施工延長 L=503.6m 幅員 車道部 W=5.50m(6.50m) 歩道部 W=2.50m (No.53~No.78+3.6(E.P)) 道路土工 一式 排水構造物工 自由勾配側溝B300×400-1000(縦断用, 横断用) L= 194 m 自由勾配側溝B1000×800-1000(土留式, 横断用) L= 127 m 舗 装 工 車道部 表層工(再生密粒度As20F t=5cm) A= 555 m2 上層路盤(粒度調整碎石 M-40 t=15cm) A= 606 m2 下層路盤(再生クラッシャーラン RC-40 t=20cm) A= 858 m2 歩道部 表層工(再生細粒度As13 t=3cm) A= 815 m2 路盤工(再生クラッシャーラン RC-40 t=10cm) A= 840 m2 道路付帯工 歩車道境界ブロック L= 422 m 視線誘導標(土中式) Φ89 N= 27 箇所 転落防止柵(土中式) H=1100 L= 115 m 転落防止柵(壁取付式)H=1100 L= 116 m		
	設 計 額	請 負 額	摘 要
本 工 事 費			
工 事 価 格			
消費税相当額			
備 考			

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良							
		式	1				
道路土工							
		式	1				
掘削工							
		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:オープンカット,押土:無し,障害:無し,施工数量:5,000m3未満						単 1号
		m3	340				
土砂等運搬 L=750m	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)						単 2号
		m3	150				
整地	作業区分:残土受入れ地での処理						単 3号
		m3	150				
盛土							
		式	1				
歩道盛土							単 4号
		m3	130				
路肩盛土							単 5号
		m3	60				
路体盛土工							
		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m未満						単 6号
		m3	140				
法面整形工							
		式	1				
法面整形(盛土部)	法面締固め:無し,現場制約:無し						単 7号
		m2	140				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
法面工							
		式	1				
植生工							
		式	1				
人工張芝	芝種類：人工張芝 ワラ付 幅10cm, 施工規模：100m2以上						単 8号
		m2	140				
排水構造物工							
		式	1				
作業土工							
		式	1				
床掘り(掘削)	土質：土砂						単 9号
		m3	480				
埋戻し	土質：土砂						単 10号
		m3	300				
基面整正							単 11号
		m2	400				
側溝工							
		式	1				
プレキャストU型側溝	U型側溝規格：ベンチフレーム B300-H200						単 12号
		m	154				
プレキャストU型側溝	U型側溝規格：ベンチボックス BFB-B300-L=1.0m						単 13号
		m	6				
プレキャストU型側溝	U型側溝規格：ベンチフレーム B200-H150						単 14号
		m	32				
自由勾配側溝 縦断用	側溝規格：自由勾配側溝B300-H400						単 15号
		m	7				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
自由勾配側溝 縦断用	側溝規格：自由勾配側溝B300-H500						単 16号
		m	16				
自由勾配側溝 縦断用	側溝規格：自由勾配側溝B300-H800						単 17号
		m	105				
自由勾配側溝 縦断用	側溝規格：自由勾配側溝B300-H900						単 18号
		m	25				
自由勾配側溝 縦断用	側溝規格：自由勾配側溝B300-H1000						単 19号
		m	11				
自由勾配側溝 横断箇所（縦断用）	側溝規格：自由勾配側溝B300-H800						単 20号
		m	22				
自由勾配側溝 横断用	側溝規格：自由勾配側溝B300-H1000						単 21号
		m	8				
自由勾配側溝 横断用	側溝規格：自由勾配側溝B1000-H800						単 22号
		m	12				
自由勾配側溝 土留式	側溝規格：自由勾配側溝B1000-H800						単 23号
		m	77				
自由勾配側溝 土留式	側溝規格：自由勾配側溝B1000-H1000						単 24号
		m	38				
側溝蓋 コンクリート蓋	自由勾配側溝300用蓋 L=1000						単 25号
		枚	138				
側溝蓋 グレーチング蓋	自由勾配側溝300用蓋 L=1000						単 26号
		枚	11				
側溝蓋 グレーチング蓋	自由勾配側溝300用蓋 L=1000 横断用						単 27号
		枚	14				
側溝蓋 コンクリート蓋	自由勾配側溝1000用蓋 L=1000						単 28号
		枚	50				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
側溝蓋 グレーチング蓋	自由勾配側溝1000用蓋 観音開型						単 29号
		枚	6				
側溝蓋 グレーチング蓋	自由勾配側溝1000用蓋 横断用						単 30号
		枚	8				
取付管	VPΦ200						単 31号
		m	6				
宅内取付管							
		式	1				
取付管	VPΦ50						単 32号
		m	1				
取付管	VPΦ75						単 33号
		m	1				
取付管	VPΦ100						単 34号
		m	2				
取付管	VPΦ200						単 35号
		m	1				
集水樹・マンホール工							
		式	1				
現場打ち集水樹 13. 17号	集水樹・街渠樹種類：現場打材, コンクリート規格：18-8-40(普通), 法面作業補正：無し						単 36号
		箇所	2				
現場打ち集水樹 16号	集水樹・街渠樹種類：現場打材, コンクリート規格：18-8-40(普通), 法面作業補正：無し						単 37号
		箇所	1				
現場打ち集水樹 15号	集水樹・街渠樹種類：現場打材, コンクリート規格：18-8-40(普通), 法面作業補正：無し						単 38号
		箇所	1				
現場打ち集水樹 14号	集水樹・街渠樹種類：現場打材, コンクリート規格：18-8-40(普通), 法面作業補正：無し						単 39号
		箇所	1				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打ち集水桝 12号	集水桝・街渠桝種類：現場打材，コンクリート規格：18-8-40（普通），法面作業補正：無し						単 40号
		箇所	1				
蓋 縞鋼板蓋	蓋種類：B0.5-L0.5用						単 41号
		枚	2				
蓋 グレーチング蓋 観音開型	蓋種類：B0.6-L0.6用						単 42号
		枚	1				
蓋 グレーチング蓋 観音開型	蓋種類：B0.8-L0.8用						単 43号
		枚	1				
蓋 グレーチング蓋 観音開型	蓋種類：B1.4-L1.4用						単 44号
		枚	1				
蓋 グレーチング蓋 観音開型	蓋種類：B1.0-L1.0用						単 45号
		枚	1				
集水工							
		式	1				
取付管	VPΦ100						単 46号
		m	1.4				
用水調節器	Φ100-H200-L200						単 47号
		個	1				
構造物撤去工							
		式	1				
防護柵撤去工							
		式	1				
防護柵（横断・転落防止柵）撤去							単 48号
		m	127				
構造物取壊し工							
		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分：無筋構造物, 工法区分：機械施工						単 49号
		m3	87				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分：鉄筋構造物, 工法区分：機械施工						単 50号
		m3	11				
舗装版切断	舗装版種別：コンクリート舗装版, コンクリート舗装版厚：15cm以下						単 51号
		m	18				
舗装版切断	舗装版種別：アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚：15cm以下						単 52号
		m	520				
舗装版破砕	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：5cm						単 53号
		m2	590				
舗装版破砕	舗装版種別：コンクリート舗装版, 舗装版厚：10cm						単 54号
		m2	55				
コンクリート取壊し運搬処理 L=3.6m	構造物区分：無筋構造物						単 55号
		m3	92				
コンクリート取壊し運搬処理 L=9.9km	構造物区分：鉄筋構造物						単 56号
		m3	11				
運搬処理工							
		式	1				
殻運搬 L=3.6m	殻種別：アスファルト殻						単 57号
		m3	29				
殻処分	殻種別：アスファルト殻						単 58号
		m3	29				
現場発生品運搬 L=4.7km	発生材種類：ネットフェンス						単 59号
		t	1				
スクラップ	ネットフェンス						単 60号
		t	1				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装							
		式	1				
舗装工							
		式	1				
アスファルト舗装工							
		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュ RC-40, 仕上り厚:200mm						単 61号
		m2	858				
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生クラッシュ RC-40, 仕上り厚:100mm						単 62号
		m2	840				
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:粒度調整砕石 M-40, 仕上り厚:150mm						単 63号
		m2	606				
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生密粒度As20F, 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)						単 64号
		m2	555				
表層(歩道部)	材料種類:再生細粒度アスコン(13), 舗装厚:30mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)						単 65号
		m2	117				
表層(歩道部)	材料種類:再生細粒度アスコン(13), 舗装厚:30mm, 平均幅員:1.4m以上						単 66号
		m2	697				
アスファルト舗装工 第1種乗入舗装							
		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュ RC-40, 仕上り厚:300mm						単 67号
		m2	46				
基層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:100mm, 平均幅員:3.0m超						単 68号
		m2	46				
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生密粒度As20F, 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超						単 69号
		m2	46				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
アスファルト舗装工 第3種乗入舗装							
		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-40, 仕上り厚:250mm						単 70号
		m2	73				
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン20F, 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下						単 71号
		m2	4				
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生密粒度As20F, 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超						単 72号
		m2	69				
乗入坂路							
		式	1				
敷砂利	再度クラッシュランRC40 t=100mm						単 73号
		m3	4				
縁石工							
		式	1				
縁石工							
		式	1				
歩車道境界ブロック	ブロック規格:C種(180/210×300×600)						単 74号
		m	422				
歩車道境界ブロック	ブロック規格:C種-両面R 切下型						単 75号
		m	9				
歩車道境界ブロック	ブロック規格:歩車道境界ブロック 乗入型						単 76号
		m	10				
防護柵工							
		式	1				
防止柵工							
		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
転落(横断)防止柵	柵高:1.1m, 作業区分:土中建込						単 77号
		m	115				
転落(横断)防止柵	柵高:1.1m, 作業区分:アンカーボルト固定						単 78号
		m	116				
区画線工							
		式	1				
区画線工							
		式	1				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.0mm, 排水性舗装:無し						単 79号
		m	1,000				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:破線 30cm, 塗布厚:厚1.0mm, 排水性舗装:無し						単 80号
		m	4				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:破線 15cm, 塗布厚:厚1.0mm, 排水性舗装:無し						単 81号
		m	500				
道路付属施設工							
		式	1				
道路付属物工							
		式	1				
視線誘導標	視線誘導標規格:両面反射Φ100以下支柱Φ89, 施工区分:土中建込, 施工規模:10本以上30本未満						単 82号
		本	27				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員							単 83号
		人日					

設計内訳書（本01）

工事名	8道改第15号 赤崎線 歩道設置工事（3）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費							
		式	1				
安全費							
		式	1				
ロープ張工							内 1号
		式	1				
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				